

## 終期付き事業評価書

平成16年6月

評価対象事業	エイズ対策促進事業費
当該事業に係る補助金	疾病予防対策事業等補助金（エイズ対策促進等事業費）
担当部局・課	健康局疾病対策課
関係部局・課	（補助金とりまとめ課：結核感染症対策課）

## 1. 事業の内容

## ( 1 ) 関連する政策体系の施策目標

政策体系	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
		治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実すること

## ( 2 ) 事務事業の概要

( 単位：百万円 )

予算項目	( 項 ) 保健衛生諸費			
	( 目 ) 保健事業費等補助金			
	( 目細 ) 疾病予防事業費等補助金			
	( 積算 ) エイズ対策促進事業費			
	当初予算額	補正後予算額	決算額	補正後予算額と決算額に乖離がある場合の理由
H10	1,080	1,080	1,052	一部の自治体において、事業の受け皿となる団体の体制が未整備であったため。
H11	1,080	1,080	933	同上
H12	1,080	1,080	975	同上
H13	950	950	945	-
H14	600	600	599	-
H15	600	600	-	-
H16	600	-	-	-
事業創設年度	平成5年度			
継続回数	1回			
事業実施主体	都道府県、政令市、特別区			
事業の主な対象者	個別施策層 ( 青少年、外国人、同性愛者、性風俗産業の従事者及び利用者 )			
事業創設の背景	エイズ予防対策の促進を図るため、都道府県等でのエイズ対策を総合的に促進するためのエイズ対策推進協議会等の設置及び各事業に要する経費に対して補助する。 エイズ対策促進事業については、事業費の1/2、地方ブロックエ			

事業内容	<p>エイズ対策促進事業については、事業費の全額を事業実施主体（都道府県、政令市、特別区）に補助している。</p> <p>エイズ対策促進事業  (1) エイズ対策推進協議会等の設置・運営事業  (2) エイズ対策推進のためのマンパワーの養成事業  (3) 啓発普及活動事業  (4) 検査、相談事業  (5) エイズ治療拠点病院治療促進事業  (6) エイズ治療拠点病院医療従事者実地研修事業  (7) エイズ治療拠点病院カウンセラー設置事業  (8) 地域組織等活動促進事業  (9) 調査研究事業 等</p> <p>地方ブロックエイズ対策促進事業  (1) ブロック内エイズ治療拠点病院連絡協議会等の設置・運営事業  (2) ブロック内エイズ治療拠点病院に対する研修会・講習会の実施事業  (3) 調査研究事業  (4) ブロック内エイズ治療拠点病院等に対する相談事業  (5) エイズ治療地方ブロック拠点病院医療従事者実地研修事業 等</p>
得ようとする効果	エイズのまん延を防止し、良質かつ適切な医療を提供することにより、国民の公衆衛生の向上を図る。

(3) 事業の評価関連指標

定量指標

指標名(単位)		エイズ発生動向調査における報告数(HIV感染者報告数)			
H10	H11	H12	H13	H14	
422	530	462	621	614	
(備考) HIV感染者とは、その年に新規に感染が発見され報告された者の数である。					

定量指標

指標名(単位)		エイズ発生動向調査における報告数(AIDS患者報告数)			
H10	H11	H12	H13	H14	
231	301	329	332	308	
(備考) AIDS患者とは、その年に新規に症状が発見され報告された者の数で、既にHIV感染者として報告された者が発病した場合に人数は含まれていない。					

(4) 事業の実績

<p>(これまでの事業の実績)  各都道府県等では、無料・匿名でHIVの検査・相談を実施し(別紙)早期発見・早期治療に努めるとともに、研修会等によりエイズ治療拠点病院の医師・看護師のレベルの向上を図っている。また、12月1日の「世界エイズデー」を中心に小学校・中学校・高等学校の生徒を対象としたポスターコンクールを行うなど普及啓発活動を行っている。</p> <p>(問題点)  各都道府県等が、地域の実情に応じた施策を講ずることが必要である。</p>
---

2. 評価（(1)～(6)は事業所管部局、(7)は政策評価官室において作成）

(1) 必要性

公益性の有無（官民の役割分担、国と地方の役割分担等）	有
<p>（理由）</p> <p>国民にエイズに関する正しい知識の普及啓発及び情報提供を行うことによって、その感染を予防することが可能であり、予防による効果は国民全般に及ぶため、行政の関与が必要である。</p> <p>また、安定した医療等を提供する整備体制については、自治体ごとに財政状況が異なることから、全国的に一定水準の医療等が提供されるよう、国が自治体と連携を図り、財政支援方策等を講ずる必要がある。</p>	
緊要性の有無	有
<p>（理由）</p> <p>エイズ対策については、昭和62年2月24日エイズ対策関係閣僚会議を開催し、「エイズ問題総合対策大綱」を策定し、その大綱に「地方公共団体に対し、国の体制に応じた推進体制の整備を要請する。」と明記された。</p> <p>エイズを含む感染症等については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に、「国及び地方公共団体は、感染症の予防に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。」と明記されているところである。</p> <p>また、本事業は、薬害エイズ訴訟の和解確認（平成8年）における恒久対策の一つと位置づけられており、国が事業の推進を支援する必要がある。</p>	
事業の必要性（当該事業が無くなると困る理由等を中心に記述）	
<p>エイズ発生動向調査によると、エイズは依然として地域的・年齢的な広がりを見せていること、また、性的接触による感染がほとんどを占めていることから、エイズに関する正しい知識の普及啓発及び情報提供等について、地域の実情に応じた施策を講ずることが必要不可欠である。</p>	

(2) 有効性

得ようとする効果の把握の仕方（検証の手順）
エイズ発生動向調査によるHIV感染者数等の把握とその傾向の分析
これまで達成された効果（当該事業の実施前と実施後における具体的な変化を含む） 今後見込まれる効果
<p>特別の配慮を必要とする個別施策層（青少年、外国人、同性愛者、性風俗産業従事者及び利用者）を中心に施策を推進することによって、エイズのまん延を防止し、良質かつ適切な医療の提供が図られてきたところであるが、HIV感染者・AIDS患者数は依然として増加しており、引き続き本事業を実施することによって、エイズ予防を図り、AIDS患者数の増加の抑制が期待される。</p>
政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項
HIV検査体制の充実により、HIV感染者数の報告件数が増加する可能性がある。

(3) 効率性

手段の適正性
<p>効率的なエイズ対策事業を促進するためには、地域の実情に応じた施策が不可欠であるが、自治体ごとに財政状況が異なることから、地域間格差が拡大しないよう、国庫補助金による財政支援が必要である。</p>

費用と効果との関係に関する評価	
我が国におけるH I V感染者・A I D S患者は依然として増加傾向にあるが、本事業等の取組により、危惧されている“感染爆発”は抑えられていることから、目標達成に向けて一定の効果があったと評価できる。	
他の類似施策（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無	無

(4) 公平性、優先性（政策の特性に応じて、必要な場合に記入）

H I V感染者・A I D S患者は依然として増加傾向にあること、また、感染経路のほとんどが性的接触である現状では、個別施策層とされる青少年、外国人、同性愛者、性風俗産業の従事者及び利用者を主な対象とする本事業を、今後も優先して実施する必要がある。

(5) 今後の具体的改善点、講ずべき措置等

H I V感染者・A I D S患者は依然として増加傾向にあり、都道府県等において、その地域の実情に応じた対策をより一層推進するため、的確な財政支援を講ずる必要がある。

(6) その他（学識経験を有する者の知見の活用に関する事項等）

特になし。

(7) 所見

H I V感染者・A I D S患者の報告件数は依然として増加傾向にあるものの、エイズ対策促進事業による個別施策層を主な対象とした情報提供、知識の普及啓発や検査体制の整備等の取組により、危惧されている“感染爆発”は抑えられていることから、エイズのまん延防止について一定の効果があったものと考えられる。また、自治体ごとに財政状況が異なることから、地域間格差が拡大しないよう、引き続き国による財政支援が必要である。

本事業の効果的・効率的実施に際しては、地域の実情を踏まえることが重要であるが、特に「エイズ治療拠点病院医療従事者実施研修事業」「調査研究事業」については、H I V感染者の多いとされる都道府県であっても、実施されていないところも見受けられる。

このため、各都道府県等のH I V感染者数及びA I D S患者数と本事業の実施状況等について比較分析を行う必要がある。具体的には、H I V感染者数及びA I D S患者数が多く、本事業の一部が未実施の都道府県等については、その原因分析を行い、これを踏まえ、都道府県等が一層地域の実情に応じた対策を推進することができるよう、本事業の効率的な実施について検討する必要がある。

(別紙)

## 保健所等におけるH I V抗体検査件数

(単位：件)

都道府県	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
	年間	年間	年間	年間	年間	年間
北海道	1,482	1,441	1,530	1,729	1,429	1,557
青森県	218	262	227	343	199	225
岩手県	286	286	290	378	291	283
宮城県	699	671	683	758	590	794
秋田県	137	150	169	235	176	204
山形県	299	279	261	260	201	301
福島県	379	304	571	516	347	368
茨城県	957	875	928	1,766	777	1,006
栃木県	658	564	654	928	720	1,025
群馬県	775	628	637	789	591	654
埼玉県	2,140	1,789	1,752	3,483	1,553	1,820
千葉県	2,456	2,155	2,344	2,870	2,367	3,185
東京都	5,523	5,191	5,396	9,778	7,116	8,316
神奈川県	6,362	5,886	5,499	7,083	3,535	3,602
新潟県	731	613	543	819	542	735
富山県	336	430	303	252	263	342
石川県	375	330	380	437	368	533
福井県	242	219	169	204	145	230
山梨県	344	394	325	430	357	486
長野県	1,154	1,062	1,097	1,582	1,106	1,295
岐阜県	367	342	376	453	339	373
静岡県	1,393	1,271	1,337	1,925	1,387	1,705
愛知県	4,208	3,779	3,971	6,196	4,429	5,369
三重県	549	518	470	591	464	523
滋賀県	388	341	318	390	376	430
京都府	1,475	1,290	1,271	1,873	1,172	1,494
大阪府	6,491	5,763	5,295	7,682	5,802	6,840
兵庫県	2,666	2,275	2,380	4,486	2,317	2,469
奈良県	411	339	360	690	314	355
和歌山県	330	249	259	369	248	274
鳥取県	183	144	106	258	170	218
島根県	170	140	148	222	182	153
岡山県	569	454	437	604	566	728
広島県	1,137	1,034	1,123	1,170	875	1,113
山口県	454	419	446	431	404	495
徳島県	363	236	270	287	233	337
香川県	251	229	222	214	170	225
愛媛県	450	457	452	403	437	544
高知県	232	228	310	267	248	374
福岡県	2,372	2,236	2,241	2,908	3,333	4,128
佐賀県	421	462	472	517	435	608
長崎県	405	387	413	443	495	497
熊本県	498	528	619	785	655	869
大分県	332	307	323	543	299	404
宮崎県	255	294	350	360	315	375
鹿児島県	332	280	326	282	258	334
沖縄県	963	687	701	936	833	1,042
計	53,218	48,218	48,754	69,925	49,429 (12,223)	59,237 (16,302)

( )内は、自治体を実施する保健所以外の検査件数(別掲)

# 保健所における相談件数

(単位：件)

都道府県	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
	年間	年間	年間	年間	年間	年間
北海道	2,273	2,261	2,306	2,274	2,030	2,232
青森県	619	759	718	1,011	832	747
岩手県	524	424	415	543	517	596
宮城県	1,419	1,554	1,656	1,751	1,463	1,727
秋田県	425	419	530	550	416	502
山形県	637	521	638	695	548	738
福島県	846	567	1,231	1,052	834	1,000
茨城県	1,975	1,602	1,749	2,382	1,410	1,753
栃木県	1,600	1,238	1,449	1,822	1,583	2,194
群馬県	1,844	1,490	1,496	1,785	1,359	1,559
埼玉県	5,238	4,497	5,326	10,376	6,125	6,565
千葉県	2,962	2,587	2,928	3,187	2,788	4,190
東京都	17,026	16,958	16,896	24,278	17,198	23,007
神奈川県	10,253	9,657	9,086	11,282	7,779	8,080
新潟県	1,636	1,384	1,526	1,617	1,121	1,617
富山県	868	924	887	738	696	913
石川県	661	698	531	760	765	917
福井県	437	423	384	384	291	414
山梨県	564	614	583	762	707	865
長野県	2,082	2,000	2,015	2,304	1,438	1,882
岐阜県	582	545	515	622	476	550
静岡県	3,800	3,422	3,748	4,498	4,414	4,486
愛知県	7,436	7,142	7,576	13,576	9,158	11,124
三重県	965	910	809	966	757	855
滋賀県	1,199	1,016	1,138	1,195	1,102	1,237
京都府	2,405	2,128	2,209	3,455	2,068	2,336
大阪府	12,922	12,558	12,223	16,200	13,436	15,718
兵庫県	4,103	3,806	4,328	7,480	4,284	4,287
奈良県	345	312	327	353	226	260
和歌山県	575	392	363	418	458	624
鳥取県	265	219	128	77	157	285
島根県	241	171	236	296	310	293
岡山県	1,710	1,446	1,310	1,943	2,114	2,833
広島県	2,762	2,462	2,749	2,683	1,967	2,568
山口県	989	801	823	676	864	1,094
徳島県	603	427	523	501	384	580
香川県	886	949	779	591	527	597
愛媛県	991	950	1,209	813	853	1,030
高知県	465	267	383	382	391	502
福岡県	6,096	5,916	5,942	7,024	7,876	9,436
佐賀県	1,160	1,075	1,083	1,106	1,007	1,196
長崎県	726	652	722	653	773	913
熊本県	777	766	953	1,057	893	1,121
大分県	1,169	973	1,237	1,306	1,093	1,202
宮崎県	1,402	1,210	1,319	1,139	1,114	1,333
鹿児島県	613	470	547	452	386	468
沖縄県	1,970	1,644	1,737	2,254	1,923	1,727
計	111,046	103,206	107,266	141,269	108,911	130,153